

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 16 日 和歌山地方法務局 登記官 河村浩二

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1700-2025-0068	和歌山市栗栖字音浦 8 7 6 番
1700-2025-0106	和歌山市寺内字境松 3 9 1 番
1700-2025-0114	和歌山市松江中一丁目 1 0 6 番